

## 独立行政法人農業者年金基金 平成21年度業務実績報告書

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業報告書																																						
第1 中期目標の期間 基金の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。																																									
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置																																						
1 運営経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等																																						
(1) 一般管理費（人件費を除く。）について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%抑制する。  また、事業費（業務委託費）についても、中期目標の期間中に、平成19年度比で13%以上抑制する。 このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行う。  なお、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間において、国家公務員に準じた人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費））を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。（以下同じ。）の削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。 さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。  (2) 給与水準については、平成18年度の	(1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%抑制する。  また、事業費について、委託業務の効率化を進め、前年度比1.3%以上削減します。  (2) 人件費の計画的削減 人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費））を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、17年度比4%以上の削減を行います。	(1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）について、業務の効率化を進め、前年度比3.2%削減する計画に対し、実績で23.0%の削減を達成した。なお、一般管理費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、システムの改修内容の規模及び帳票印刷の数量が予定を下回ったこと等による。 また、事業費については、委託業務の効率化を進め、前年度比1.3%以上削減する計画に対し、実績で10.4%の削減を達成した。なお、事業費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、新規加入の実績が目標値を下回り（20年度達成率64.8%）、新規加入者数割手数料が予定を下回ったこと等による。  (参考) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>20年度予算</th><th>21年度予算</th><th>削減率</th><th>21年度実績</th><th>削減率</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般管理費 (人件費を除く)</td><td>802,353</td><td>776,277</td><td>△3.2%</td><td>618,189</td><td>△23.0%</td></tr><tr><td>事業費</td><td>2,192,097</td><td>2,162,284</td><td>△1.4%</td><td>1,964,454</td><td>△10.4%</td></tr></tbody></table> (参考) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>20年度実績</th><th>21年度実績</th><th>削減率</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般管理費 (人件費を除く)</td><td>691,678</td><td>618,189</td><td>△10.6%</td></tr><tr><td>事業費</td><td>2,170,421</td><td>1,964,454</td><td>△9.5%</td></tr></tbody></table>		20年度予算	21年度予算	削減率	21年度実績	削減率	一般管理費 (人件費を除く)	802,353	776,277	△3.2%	618,189	△23.0%	事業費	2,192,097	2,162,284	△1.4%	1,964,454	△10.4%		20年度実績	21年度実績	削減率	一般管理費 (人件費を除く)	691,678	618,189	△10.6%	事業費	2,170,421	1,964,454	△9.5%	(1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）については、業務の効率化を進め、前年度比3.2%削減する計画に対し、実績で23.0%の削減を達成した。なお、一般管理費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、システムの改修内容の規模及び帳票印刷の数量が予定を下回ったこと等による。 また、事業費については、委託業務の効率化を進め、前年度比1.3%以上削減する計画に対し、実績で10.4%の削減を達成した。なお、事業費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、新規加入の実績が目標値を下回り（20年度達成率64.8%）、新規加入者数割手数料が予定を下回ったこと等による。  (参考) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>17年度実績</th><th>21年度実績</th><th>削減率</th></tr></thead><tbody><tr><td>人件費</td><td>754,840</td><td>645,089</td><td>△14.5</td></tr></tbody></table>		17年度実績	21年度実績	削減率	人件費	754,840	645,089	△14.5
	20年度予算	21年度予算	削減率	21年度実績	削減率																																				
一般管理費 (人件費を除く)	802,353	776,277	△3.2%	618,189	△23.0%																																				
事業費	2,192,097	2,162,284	△1.4%	1,964,454	△10.4%																																				
	20年度実績	21年度実績	削減率																																						
一般管理費 (人件費を除く)	691,678	618,189	△10.6%																																						
事業費	2,170,421	1,964,454	△9.5%																																						
	17年度実績	21年度実績	削減率																																						
人件費	754,840	645,089	△14.5																																						
	(3) 給与水準の適正化	(3) 給与水準の適正化	(3) 給与水準の適正化																																						

対国家公務員地域別指數（地域別法人基準年齢階層ラスバイレス指數）110.0について、中期目標期間の終了時までに10ポイント低下させる。

また、給与水準の適正性について検証し、その後の検証結果や取組状況についてホームページで公表する。

職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の見直しを引き続き進めることに加え、毎年度の給与改定において、国家公務員より節約した率による給与改定、管理職手当の支給割合の引下げ等に取り組み、平成18年度の対国家公務員地域別指數（地域別法人基準年齢階層ラスバイレス指數）110.0について、中期目標の期間の終了時までに10ポイント低下させる。  
また、給与水準の適正性について検証し、その後の検証結果や取組状況についてホームページで公表する。

給与水準の適正化の観点から、  
① 国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の見直しを引き続き進めることに加え、毎年度の給与改定において、国家公務員より節約した率による給与改定、管理職手当の支給割合の引下げ等に取り組み、平成18年度の対国家公務員地域別指數（地域別法人基準年齢階層ラスバイレス指數）の106.2より低下させます。

さらに、人件費の削減及び給与水準の適正化の取組の進捗状況等について、ホームページで公表します。

#### ◇給与水準の適正化

平成21年度において、以下の措置を講じた結果、同年度の対国家公務員の地域別法人基準年齢階層ラスバイレス指數は平成18年度比9.7ポイント低下し、100.3となった。

また、人件費の削減及び給与水準の適正化の取組みの進捗状況等を「役職員の報酬・給与等について」として基金ホームページで公表した。（講じた措置）

① 国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、  
ア 役員については、本俸月額を平成21年4月から1.4%引き下げ、この引下げに伴う現給保障は行わなかった（平成18年度から平成22年度までの5年間において6.7%の本俸月額の引下げ）。

また、特別調整手当（国の地域手当相当）の支給割合について、平成18年度から段階的に引き上げ、平成22年度までの5年間において、12%を18%とする方針の下、平成22年1月から16%を17%に引き上げた（国の指定職は平成21年4月から16%を17%に引き上げた）。

イ 職員については、俸給月額を1%引き下げ、この引下げに伴う現給保障は行わなかった（平成18年度から平成22年度までの5年間において4.8%の俸給月額の引下げ）。

また、特別都市手当（国の地域手当相当）の支給割合について、平成18年度から段階的に引き上げ、平成22年度までの5年間において、6%を12%とする方針の下、平成22年1月から10%を11%に引き上げた。

② また、給与水準の適正化の観点から、役員については、  
ア 国家公務員の指定職が0.3%の引下げを行ったことに伴い、国と同様に0.3%引き下げた。

イ 期末特別手当について、国の指定職と同様に、年間3.35ヶ月分を3.1ヶ月分に引き下げた。

③ 職員については、  
ア 俸給月額について、国家公務員の月例給は平均0.2%の引下げを行ったが、当基金は平成22年1月から俸給月額を平均1.2%に引き下げた。

イ 管理職手当について、平成22年1月から支給対象者のうち課長等の支給割合を引下げた（15%→13%）。

ウ 期末・勤勉手当について、4.45ヶ月分から4.1ヶ月分に引き下げた（国は4.5ヶ月分から4.15ヶ月分に引き下げた）。

エ 国と同様に、自宅に係る住居手当（新築・購入後5年間に限り月額2,500円を支給）について廃止した。

なお、対国家公務員の法人基準年齢階層ラスバイレス指數でみると113.5と給与水準が高くなっている理由としては、次の二点がある。

甲 職員の9割強が東京都区部の勤務であるため、国家公務員と同様に民間賃金が高い地域に在籍する職員に支払われる手当（特別都市手当）の支給割合が高くなっている。

（参考）国家公務員（行一）27.0%（平成21年国家公務員給与等実態調査より）  
農業者年金基金 96.1%（平成21年4月1日現在）

乙 農業者の確保という農政上の政策目的を達成するため、多岐にわたる業務ごとに責任者を配置する必要がある一方で、一般職員は必要最小限の者に留めていることから、管理職の割合が高くなっている。

（参考）国家公務員（行一）14.3%（平成21年国家公務員給与等実態調査より）  
農業者年金基金 22.1%（平成21年4月1日現在）

#### 【その他特記事項】

管理職手当については、平成22年度中に定率制から定額制に改正する。

#### （3）随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。  
① 基金が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況をホームページで公表し、フォローアップを実施する。

#### （4）随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、以下の取組により随意契約の適正化を推進するものとする。  
① 基金が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況をホームページで公表し、フォローアップを実施する。

#### （4）随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、次によりその適正化を推進します。

① 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性の確保に努め、「随意契約見直し計画」を着実

#### （4）随意契約の見直し

契約については、会計規程及び会計規程実施細則において、契約方式、契約事務手続、契約の公表、契約審査委員会等に關し、国の基準に準じて規定し、契約の適正化を推進しているところであり、新たな契約を行う場合は、原則として一般競争入札等によるものとした。

また、平成20年11月14日付総務省行政管理局長の事務連絡「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」を受けて、会計規程及び会計規程実施細則について、次のとおり見直しを図った。

○ 公益法人随意契約について、恣意的な運用を排除するため、基準を明確かつ具体的に定めた。  
○ 予定価格の作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体

<p>実施する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p>	<p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p>	<p>に実施するとともに、その取組状況についてホームページにおいて公表します。</p>	<p>的に定め、省略できる基準を国と同額の基準とした。</p> <p>○ 総合評価方式や複数年度契約に係る規定について整備した。</p> <p>また、一般競争入札や企画競争に移行したものの、1者応札・1者応募となっている事例が散見され、競争性が十分に確保されていない状況となっていることから、平成21年8月に1者応札・1者応募に係る改善方策を策定し、ホームページにおいて公表している。</p> <p>○ 改善方策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公告期間の十分な確保</li> <li>・業務等準備期間の十分な確保</li> <li>・入札参加事業者の振り起こし等</li> <li>・応募要件、仕様書の内容等の見直し</li> <li>・事後点検</li> </ul> <p>① 「随意契約見直し計画」</p> <p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」では、「随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも20年度から全て一般競争入札等に移行する」とこととしており、適切に取り組んできた。</p> <p>その結果、「随意契約見直し計画」の達成状況（随意契約の割合）は、件数ベースでは平成20年度に74.3%（計画値74.3%）と達成しており、金額ベースでも平成21年度に47.4%（計画値47.4%）と達成した。</p> <p>この「随意契約見直し計画」の取組状況については、ホームページにおいて公表している。</p> <p>なお、平成21年度の随意契約（企画競争を除く。）は前年度より3件減少し（12件）、金額でも34%減少した。</p>
	<p>③ 平成20年2月に設置した契約審査委員会において、契約の適切性を審査する。</p>	<p>② 平成20年2月に設置した契約審査委員会において、契約の適切性を審査します。</p>	<p>②-1 契約審査委員会</p> <p>契約審査委員会を12回開催し、特定調達契約に関すること、随意契約に関すること等について20案件の審議を行い、契約の適切性を十分に審査した。</p> <p>②-2 契約監視委員会</p> <p>平成22年2月8日に契約監視委員会を開催し、外部委員により随意契約事由の妥当性等について審議を受けており、点検の結果、いずれも指摘事項はなかった。</p> <p>②-3 新たな「随意契約等見直し計画」</p> <p>平成21年11月17日付閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を受けて、平成22年5月に新たに「随意契約等見直し計画」を策定し、「随意契約の見直し」については、計画（随意契約の割合）を件数ベースでは35.5%、金額ベースでは48.8%とした。</p> <p>また、「1者応札・1者応募の見直し」については、「今後の契約にあたっては、引き続き、入札・契約条件等の設定に留意しつつ、適宜適切に改善を行うことにより、一層の競争性の確保に努める。」こととしている。</p> <p>この新たに「随意契約等見直し計画」については、ホームページにおいて公表している。</p>
<p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けます。</p>	<p>③ 内部監査及び監事監査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年9月に「独立行政法人農業者年金基金における内部監査の実施について」の改正により、監査内容を拡充し、平成22年2月、契約の適正性、コンプライアンス等に関する内部監査を実施した。</li> <li>・監事監査において、契約審査体制、入札募集方法、契約額、契約方式、契約相手方の選定等の適否について、契約の競争性、公正性、透明性の観点からのチェックを受けた。また、独立行政法人整理合理化計画、独立行政法人農業者年金基金中期計画に基づく平成21年度計画の達成状況等についての監査を受けた。</li> </ul> <p>監事監査の結果については、平成22年6月28日付け「平成21年度監事監査報告書」により監事名で理事長あてに報告され、平成22年7月8日に、監事と理事長及び理事による意見交換が実施された。</p>

			<p><b>【その他特記事項】</b></p> <p>独立行政法人農業者年金基金の目的を達成するためには、加入資格のある農業者の加入を推進することが最重要課題である。平成21年度の監事監査においては、平成19年から21年度の新規加入3カ年計画の実績を踏まえ、理事長が、平成22年度から24年度の各年度において、前3カ年計画の実績の概ね5割増しの年間6千人の新規加入を目指とする3カ年計画を策定したこと等、理事長のリーダーシップの発揮に留意した監査が実施された（「平成21年度監事監査報告書」）。</p>
			<p>④ 会計監査人監査</p> <p>会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けた。</p>
2 業務運営の効率化	2 業務運営の効率化	2 業務運営の効率化	2 業務運営の効率化
事務書類の簡素化、電子情報提供システムの利用の促進等により、業務運営を迅速化・効率化する。	<p>(1) 申出書等の見直し 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、申出書等の簡素化等必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 加入者、受給者等へのサービスの向上と業務受託機関における業務の効率的な実施のため、業務受託機関の事務処理の電子化への対応状況・情報の安全性の確保等に留意しつつ、業務受託機関において、被保険者情報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進（アクセス件数の増加）、内容の充実により事務処理の迅速化・効率化を図る。</p> <p>(3) 実務者用マニュアルの見直し 申出書等の点検・確認等の委託業務が適切かつ効率的・効果的に行われるよう、業務受託機関（農業委員会及びJA）向けの実務者用マニュアルについて必要に応じて見直しを行う</p>	<p>(1) 申出書等の見直し 給付関係に係る旧制度の裁定請求書については、請求者本人の生年月日訂正を確認するための書類として、住民票又は戸籍抄本（謄本）の添付をお願いしてきたが、平成22年1月1日農協受付分より、請求日時点で効力を有している公的機関が発行したもの（運転免許証、パスポート）の写しでも確認可能とし、農業者年金加入者に対する利便性の向上、負担の軽減を図った。</p> <p>(2) 電算システムの改善・整備            ① 業務受託機関における事務処理の効率化を図るため、電子情報提供システムの利用の促進を行い、アクセス件数が前年度を上回るようにします。</p> <p>② 事務処理の迅速化、効率化、受給権者等へのサービスの向上を推進するため、電算システムの改善・整備の検討を行い、優先順位の高いものについて、開発に着手します。</p>	<p>(2) 電算システムの改善・整備            ① 基金主催の会議の場や受託機関が開催した農業者年金業務担当者等の研修会へ、基金職員を派遣して電子情報提供システムの利用方法等の説明会を実施した。また、平成21年9月末に本システムの利用促進用パンフレットを作成し、未利用受託機関の担当者へ直接送付を行うなど利用促進に取り組んだ。 アクセス件数は、平成21年度325千件となり平成20年度283千件に対し14.8%増加し前年度を上回った。</p> <p>② 電算システムの改善・整備の検討及び開発については、まず、新制度の65歳の年金裁定時（特例付加年金の場合は65歳以降で実際に裁定を受ける時点）において、付利累計額がマイナスとなった場合、そのマイナス分は付利準備金によって可能な限り補てんされる仕組みが6月下旬に追加されたことに伴い、改正対象者への迅速な対応のため、基幹業務記録及び電子情報提供システムでの所要の改善を12月末までに完了した。 また、電子情報提供システムにおいて、被保険者・受給権者検索機能を強化し、待期者・被保険者の抽出機能の追加及び各サブシステム間のリンク機能の改善の実施など、事務処理の迅速化・効率化、受給権者等へのサービス向上のための電算システムの改善・整備について、開発に着手し、年度末までに終了した。</p>
3 組織運営の合理化	3 組織運営の合理化	3 組織運営の合理化	3 組織運営の合理化
(1) 中期計画において、農業者年金制度に係る事務量の推移の的確な見通しによる業務の執行方法等の見直しを行うとともに、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に常勤職員	<p>(1) 常勤職員の計画的削減 常勤職員数については、組織の見直し及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号の継続雇用制度（以下単に「継続雇用制度」という。）の活用等の業務</p>	<p>(1) 常勤職員の計画的削減 常勤職員数（期初80人）について、1人削減し79人とします。 また、業務執行方法の見直しの一環として、高齢者継続雇用制度を活用します。</p>	<p>(1) 常勤職員の計画的削減 常勤職員数については、1人削減し、79人とした。 また、基金で培った知識・経験を業務運営に活かすため、定年退職者を非常勤職員として1人（計画：1人）継続雇用とした。</p>

	数を極力縮減する。	の執行方法の見直し等に取り組み、中期目標期初の82人を、中期目標の期間の終了時までに75人とする。さらに、見直しに取り組み、常勤職員数を極力縮減するよう努める。	
(2) 北海道連絡事務所及び九州連絡事務所について平成22年度までに廃止する。	(2) 組織の合理化 組織の見直しについては、業務受託機関の受託業務に支障が生じないよう十分に配慮しつつ、北海道連絡事務所については平成22年度末までに、九州連絡事務所については平成20年度末までに、それそれ廃止する。		(2) 組織の合理化
(3) 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を平成20年度初頭に設置し、内部統制機能を強化する。また、講じた措置については積極的に公表する。	(3) コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を平成20年度初頭に設置し、内部統制機能を強化する。 また、コンプライアンスの推進、違反行為の防止策等に関する事項の審議を四半期ごとに行い、講じた措置について公表する。	(2) コンプライアンスの推進 業務の適正な執行等の徹底を図るため、平成20年4月に設置したコンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた取り組みを行います。 そのため、少なくとも四半期に1回コンプライアンス委員会を開催し、違反行為の防止策の審議等を行うとともに、講じた措置についてはホームページで公表します。	(3) コンプライアンスの推進 役職員全員を対象としたコンプライアンス研修を8月、10月、11月の3回(「電話トラブルの防止・クレーム対応について」、「コンプライアンス倫理研修」、「コンプライアンスと危機管理」)実施し、役職員に対し倫理規程遵守の高揚を図るとともに、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図った。 なお、21年度において、措置するに至らなかったものの、業務受託機関において、必要な手続きが大幅に遅延した事案があり、22年3月に当該業務受託機関に対し、特別考查及び業務委託契約書に基づく調査を実施し、主務省に対して結果を報告した。また、これを踏まえ、22年4月に当基金の委託業務の適正な執行について、全業務受託機関に対し理事長通知を発出するとともに、当基金が主催し、業務受託機関の担当者を対象とする会議においても、事務処理の適正化の確保について周知した。 また、内部統制に関して、理事長が、「(独)農業者年金基金の仕事の取組方針」を役職員に配布し、独立行政法人農業者年金基金の目的を達成するよう使命感を持ち、サービス精神を持って仕事に取り組む、法令を遵守し高い倫理観を持ち、個人情報の取扱いについて最善の注意を怠って取り組む等指示するとともに、毎月、監事、理事及び幹部職員により開催する「役員部課長会」において、これらの徹底を図った。 コンプライアンス委員会を6月、7月、11月、3月の4回開催し、コンプライアンス推進の取組状況についてホームページで公表した。なお、講じた措置はなかった。
(4) 能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績を一層反映させる。	(4) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させる。 また、職員の昇給区分の決定(5段階)及び勤勉手当(賞与)の額については、その者の勤務成績を反映させる。	(3) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末手当の額については、その者の業務実績を反映させ決定します。 また、職員の昇給区分(5段階)及び勤勉手当(賞与)の額については、その者の勤務成績を反映させ決定します。	(4) 能力・実績主義の活用 常勤役員について、理事長が職務実績を評価し、結果として期末特別手当の額を増減することなく決定した。 また、職員の昇給については、勤務成績に応じて昇給区分(5段階)を決定のうえ実施した。勤勉手当の成績率の決定については、基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて支給した。
4 委託業務の効率的・効果的実施	4 委託業務の効率的・効果的実施	4 委託業務の効率的・効果的実施	4 委託業務の効率的・効果的実施
委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、その実施状況を業務受託機関からの事業実績報告書等を確実に入手することにより的確に把握するとともに、実施状況・効果の検証を行い、事業費(業務委託費)を計画的に削減する。 そのため、業務委託費の配分について、平成20年度から、定額割の見直し、加入にインセンティブを与える配分を行うこと等、その配分基準を見直す。	(1) 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの事業実績報告書等の提出を働きかけ確実に入手することにより、その実施状況を的確に把握し、効果の検証を行う。また、市町村段階の業務委託費の定額割部分について、業務受託機関ごとの業務量を反映した配分となるよう見直すこと等により、業務委託費について、業務実態等を踏まえた適正な額とし、その計画的な削減に取り組む。 なお、委託業務の効率的実施の観点から、基金の行う特別相談活動事業は、平成19年度をもって廃止する。	(1) 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの事業実績報告書等の提出を働きかけ確実に入手することにより、その実施状況を的確に把握し、効果の検証を行います。 また、委託業務の効率化を進め、業務委託費について、前年度比1.3%以上削減します。	(1) 委託業務が効率的・効果的に実施され、その実施状況を的確に把握するため、平成20年度から農業者年金業務委託手数料(農業者年金業務)交付要綱を一部改正し、業務受託機関に対し事業実績報告書の提出を義務付けた。 平成20年度に業務委託手数料を支出した全ての農業委員会及び農業協同組合から事業実績報告書を提出させ、21年度において、以下のように実施状況の把握及び効果の検証を行った。 平成21年度分については、平成22年3月1日付けで事業実績報告書の提出を勧奨するための通知文を各都道府県の農業会議及び農協中央会に対して発出した。  ※再掲 委託費については、委託業務の効率化を進め、前年度比1.3%以上削減する計画に対し、実績で10.4%の削減を達成した。

(業務委託費の削減)

(単位：千円)

	20年度予算額	21年度予算額	削減率	21年度実績額	削減率
業務委託費	2,192,097	2,162,284	△1.4%	1,964,454	△10.4%

① 農業委員会（市町村）、農業協同組合への業務委託費の支出（平成20年度）  
平成20年度においては、農業委員会に対し915百万円（1農委当たり約53万円）、農業協同組合に対し757百万円（1農協当たり約100万円）の業務委託費が支出され、委託業務が実施された。

（単位：千円）

	受託機関数	支出額計	1機関当たり
農業委員会	1,740	915,193	526
農業協同組合	758	756,835	998

## ② 委託業務の実施状況の的確な把握と効果の検証

ア 新規加入者を確保する加入推進活動の強化  
農業委員会及び農業協同組合は、1機関当たり、それぞれ、加入推進対策会議及び研修会を1.7回、2.4回、加入対象者への説明会を年間1.0回、1.7回開催し、年間11人、16人が戸別訪問を行い、年間延べ68人、98人の加入対象者に働きかけた。この結果、平成20年度においては、年金資金の運用環境の悪化、資材の高騰等農業経営環境の悪化の条件下で3,707人の新規加入者を確保したが、戸別訪問等の活動の一層の強化を図る必要がある。

平成20年度の制度普及・加入推進活動	農業委員会		農業協同組合	
	計	1機関	計	1機関
a 加入推進対策会議及び研修会の開催	3,028回	1.7	1,817回	2.4
b 加入対象者への説明会の開催	1,727回	1.0	1,281回	1.7
c 戸別訪問を行った加入推進者の人数	19,793人	11	11,779人	16
d 加入を働きかけた加入対象者延べ人数	117,887人	68	74,077人	98

### （参考）

平成20年度の新規加入が前年度より低下又は伸び悩んだ要因（上位3位まで）

要因	回答数	割合
a 株価の低迷等年金資金の運用環境の悪化	51	33
b 農業資材の価格の高騰等農業経営を巡る環境の悪化	44	28
c 旧制度の破綻による農業者年金制度への不信	30	19
計	155	100

資料：都道府県段階の農業会議等の担当者へのアンケート（21年4月）

イ 保険料の確実な収納、将来の年金受給の確保  
農業協同組合は、被保険者（平成20年度末57,216人）に対し、口座の残高不足等を原因とする保険料の未納が生じないよう働きかけ、平成20年における保険料収納率は97.4（注）となった。引き続き高水準の収納率を維持し将来の年金受給を確保していく必要がある。

平成20年要収納月数 705,165月 (A)	B/A = 97.4 %
平成20年納付済月数 686,655月 (B)	

注：12月末に翌年分の保険料を前納する被保険者がいることから暦年で管理

ウ 各種届出書の迅速な処理、加入者・受給者のサービスの確保  
農業委員会及び農業協同組合は、標準処理期間を定めている加入届、年金裁定請求書等の各種届書について、平成20年8月の2,151件、21年2月の2,563件については、それぞれ98.5%、99.1%を標準処理期間内（注）に処理した。引き続き各種届出書を迅速に処理し、加入・受給者に対するサービスを確保していく必要がある。  
注：標準処理期間＝①加入申込書等60日、②年金裁定請求書90日

エ 年金の受給漏れ防止、速やかな年金の受給開始  
待期者が65歳の誕生日を迎える3ヵ月前に、毎月裁定請求の勧奨を文書で行うとともに、農業委員会及び農業協同組合が勧奨対象者に働きかけ、平成20年度の4月から11月分の裁定請求書提出の働きかけ対象者1,969人（新制度分）のうち93%（1,834人）が遅滞なく年金の裁定を受けた。引き続き年金の受給漏れを防止し、速やかな年金の受給開始を確保していく必要がある。

**才 現況届の確実な提出、適正な年金の支給の確保**

農業委員会は、年金受給者598千人（平成20年度末）（1農委当たり338人）に対し、現況届の提出の働きかけ・督促を行った。引き続き現況届の確実な提出により受給者の生存や農業経営再開の有無を確認し、適正な年金の支給を確保していく必要がある。  
注：経営移譲年金の裁定後に農業経営の再開が確認されると当該年金は支給停止。

**（参考）農業者年金事業（旧制度を除く。）の実施の効率性**

民間の生命保険会社が公表した生命保険の事例では、保険料の額に含まれている会社の運営経費である付加保険料の割合は23%となっている（図1）。

他方、農業者年金事業については、年間の保険料収納額に実施経費を含算したものと民間の生命保険会社における保険料額相当と捉えた場合、この保険料額相当に占める実施経費の割合は10%（業務委託費は約半分の6%）であった（図2）。

図1 民間の生命保険  
会社の事例

(注1)	$[9,780\text{円(B)} / 41,808\text{円(A+B)}] = 23\%$
	年間純保険料 32,028円(A) (B)
	年間付加保険料=会社の運営経費 9,780円(B)

図2 農業者年金事業

(注2)	$[1,617\text{百万円(D)} / 15,438\text{百万円(C+D)}] = 10\%$
	年間保険料収納額 13,821百万円(C) (D)
	年間実施経費 1,617百万円(D) うち農業者年金基金の運営費 756百万円 5% 農委・農協等業務委託費 861百万円 6%

注1：平成20年に公表された民間生命保険会社の「30歳男性、保険期間10年、保険金額3,000万円、月払い・口座振替」の生命保険の事例であり、月額保険料3,484円、うち付加保険料月額815円を年間の額（12ヶ月分）としたもの。

注2：平成20年度決算報告書における「特例付加年金勘定」及び「農業者老齢年金勘定」の金額。

(2) 制度普及活動に関しては、経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した制度普及活動の推進、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点的に加入を勧めることを明確化した加入推進取組方針（戦略プラン）を策定するなどにより重点化し、メリハリの効いた業務委託費の配分等効率的・効果的な制度普及活動に取り組む。  
また、加入推進にインセンティブを与える配分となるよう見直す。

(2) 加入推進取組方針（戦略プラン。第2の3の(2)の加入推進取組方針と同じ。）に基づき、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動に取り組むため、新規加入者に係る業務委託費の配分について、以下のように、認定農業者等の場合とそれ以外の場合で格差のある配分に見直した。

この結果、農業委員会及び農業協同組合の両受託機関において、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動に取り組む機運が醸成され、認定農業者、認定農業者と家族経営協定を締結している後継者等の政策支援の新規加入者が前年度より増加した。

**（新規加入者一人当たりの委託費の配分）**

從来：農業委員会と農協の新規加入に係る貢献割合により5万円を配分  
見直後：農業委員会と農協の新規加入に係る貢献割合により、当該新規加入者が認定農業者、家族経営協定締結者等の場合は5万2千円を、それ以外の場合は4万7千円を配分

	(単位：人)		
	20年度	21年度	21/20
新規加入者数計	3,707	3,908	5.4%
うち政策支援加入者数	1,316	1,517	15.3%
政策支援加入の割合	35.5%	38.8%	

注：政策支援加入者は、認定農業者、認定農業者と家族経営協定を締結している配偶者・後継者等であって、保険料の国庫補助を受けて加入した者

5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等
<p>職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。</p>	<p>(1) 農業者年金基金職員 農業者年金基金職員のうち新任職員について、年金業務全般についての知識の修得を図るために、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。 また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。</p>	<p>(1) 農業者年金基金職員 4月及び10月に、新任職員を対象として、国民年金、農業者年金業務全般についての知識の習得を図るために初任者研修を実施するとともに、年金資産の運用等専門分野に特化した専門研修を実施します。 また、年金資産の運用等に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。</p>	<p>(1) 農業者年金基金職員 ① 新任職員を対象とする研修 4月及び10月に、農業者年金制度、中期計画、適用・収納業務の内容等に関する研修を実施し、おおむね理解が図られた者の割合（テストの点数が80点以上の者の割合。以下同じ）は100.0%であった。 ・対象者 17名全員参加 ② 専門分野研修 11月から1月にかけて資産運用の専門家を講師として資金運用に関する研修を実施し、おおむねの理解が図られた者の割合は93.9%であった。 ・参加者 延べ180名 ③ 年金資産の運用に携わる職員の民間機関が主催する研修への参加 新たに年金資産の運用に携わることとなった職員について、5月から7月、9月から11月の間、債券・株式・ポートフォリオ理論に関する民間機関の通信教育を3名受講させ、おおむねの理解が図られた者の割合は100.0%であった。 ④ その他 ○中期目標・年度計画の策定に携わる職員について、9月に評価・監査中央セミナーを1名受講させた。 ○年金数理に携わる職員について、3月に日本数理人会実務研修会を1名受講させた。 ○情報公開及び個人情報保護に携わる職員について、7月に行政管理講座を、12月に独立行政法人等情報公開・個人情報保護担当者連絡会議を各1名受講させた。 ○行政管理・評価業務に携わる職員について、11月に行政管理・評価セミナーを受講させた。</p>
<p>(2) 業務受託機関担当者 業務受託機関担当者については、効率的・効果的な業務の遂行及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次のとおり研修等を実施する。</p> <p>① 都道府県段階における受託機関（農業会議及びJA中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。</p>	<p>(2) 業務受託機関担当者 ① 都道府県段階における受託機関（農業会議及びJA中央会） ア 年度当初に担当者会議を実施し、「中期計画」及び「年度計画」について周知するとともに、当該年度に基金と受託機関が一体となって取り組む事項について、業務推進に向けた意見交換を実施します。 イ 新たに市町村段階の受託機関を指導する立場になった担当者を対象として、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう新任担当者研修会を実施します。 ウ 業務受託機関の上半期における加入推進と業務の取組状況を踏まえて、下半期の課題や取組方針について、意見交換を行うとともに、年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点について周知徹底を図るようブロックを単位とした担当者会議を開催します。</p>	<p>(2) 業務受託機関担当者 ① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会） ア 都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び総合指導員を対象として、平成21年度に取り組むべき、 ○中期目標・中期計画及び年度計画 ○加入推進について ○平成20年度資金運用状況について ○平成20年度考查指導結果及び平成21年度考查指導実施計画について ○基金に照会のあった農業者年金制度に関する相談内容の概要について ○農業者年金運営評議会の代表委員の改選に係る推薦について 等を内容とする担当者会議を4月に開催した。 ・参加者212名 また、平成22年度に向け、 ○平成22年度計画（案）について ○次期3ヵ年計画について ○平成22年度の加入推進について ○第3四半期の年金資産の運用状況 ○電子情報提供システムについて ○業務委託費の配分について ○適用・収納・給付関係事務 ・業務委託手数料交付要綱の一部改正について ・業務委託手数料の実績報告書提出のお知らせについて ・保険料の前納納付の申出状況について ・「実体を伴った経営移譲及び経営継承を確保するための指導等について」に係る理事長通知の一部改正内容について ・後継者に使用収益権を設定して経営移譲した特定処分対象農地等が設定期間満了を迎えた場合の取扱いについて ・「現況届に係る事務処理上の留意事項」に係る理事長通知の一部改正内容について ・委託業務の適正な執行について ・同一生計証明に係る事実確認の徹底について ・年金受給権が発生している未請求者等に対する勘定文の文面変更について ○総合指導事業に係る実施要綱及び委託費交付要綱の改正と計画変更につい</p>	

て等を内容とする担当者会議を3月に開催した。  
 イ 参加者159名  
 6月に、都道府県段階の業務委託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象として、  
 ○農業者年金の実施状況と「加入者10万人早期達成3カ年計画」の取組み  
 ○業務委託、資格、保険料収納、受給要件、裁定事務  
 ○経営移譲年金及び特例付加年金の支給停止  
 ○年金資産の運用と付利の仕組み  
 ○電子情報提供システムについて  
 ○外部から見た農業者年金の評価  
 等を内容とする新任担当者研修会を開催し、おおむね理解が図られた者の割合は91.1%であった。  
 ウ 参加者56名  
 10月及び11月に、全国を6つのブロックに分け、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象として、  
 ○平成20年度に係る業務実績の評価結果について  
 ○「加入者10万人早期達成3カ年計画」の進捗状況と取組等について  
 ○次期3カ年計画の検討について  
 ○平成21年度第2四半期までの年金資産の運用状況について  
 ○財政運営に係る取扱いの一部改正について  
 ○平成21年度査定指導結果（中間とりまとめ）について  
 ○適用・収納・給付関係事務  
 ・「平成21年事業年度農業者年金業務委託手数料のうち活性化組織割手数料の取扱いについて」の改正案について  
 ・保険料の前納付について  
 ・新農業者老齢年金の仮裁定者に係る裁定請求書の早期提出の勧奨について  
 ・離農給付金受給者による経営移譲年金又は旧制度に係る農業者老齢年金の裁定請求申請について  
 ・請求者の生年月日を確認する裁定請求書の添付書類の取扱いについて  
 ・最近における裁定請求書の不備内容について  
 ・時効成立事案の発生防止について  
 ・振込不能対象者の解消に向けた取組みについて  
 ・申請書の8月処理に係る期間内処理結果について  
 ・現況届の未提出により年金の支払いが差し止めとなる者に対する指導のお願いについて  
 ○電子情報提供システムについて  
 等を内容とする担当者会議を開催した。  
 エ 参加者209名

② 市町村段階における受託機関（農業委員会及びJA）の実務担当者及び新任担当者に対する研修等については、都道府県受託機関が、①の研修等を終了した後、速やかに、すべての市町村段階における受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。

② 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及びJA）  
 ア 都道府県業務受託機関が、主催する市町村段階を対象とした担当者会議において、必要に応じて基金役職員の派遣を行います。

② 市町村段階における受託機関（農業委員会及び農業協同組合）  
 ア 都道府県段階の業務受託機関に対して、4月に開催した担当者会議、6月に実施した新任担当者研修会及び10月に開催したブロック別担当者会議等において、その内容を市町村段階の業務受託機関に周知するよう指導とともに、都道府県受託機関が実施する市町村受託機関の実務担当者等を対象とした研修会等を派遣した。以下の派遣依頼の全てに対応し、講師派遣率は100%であった。  
 ・派遣依頼件数 153件  
 ・派遣件数 153件  
 ・派遣人数 207名

イ 都道府県業務受託機関との共催により、女性農業委員、加入推進部長等を対象とした特別研修会を開催します。

イ 6月から12月まで、都道府県業務受託機関との共催により、女性農業委員等を対象として、  
 ○農業者年金の概要と加入推進の取組み  
 ○各地における加入推進の取組事例  
 ○保険料の国庫助成と経営継承  
 ○外部から見た農業者年金制度の評価  
 等を内容とする特別研修を全国30カ所で開催した。  
 平成21年度における女性の新規加入者の割合は前年度の98.0%であった。

(女性新規加入者の割合) (単位：人、%)			
年度	新規加入者数	うち女性	女性の割合
20	3,707	1,092	29.5
21	3,908	1,130	28.9

6 評価・点検の実施	6 評価・点検の実施	6 評価・点検の実施	6 評価・点検の実施
(1) 業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。	(1) 加入者の代表等の意見の反映 業務・マネジメントについて意見を聞くため、運営評議会（加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等により構成される組織をいう。）を毎年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回以上開催し、業務運営に適切に反映させる。	(1) 加入者の代表等の意見の反映 9月に業務の運営状況、前期中期計画及び平成20年度計画の実績等、3月に業務の運営状況及び平成22年度計画等について意見を聞く運営評議会を開催します。	(1) 9月に農業者年金事業の実施状況、平成21年度計画、平成21年度農業者年金の加入推進、年金資産の運用状況を議題に、3月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況、平成22年度計画を議題とする運営評議会を開催し、委員の意見を踏まえ、以下の事項を業務運営に反映させた。  ・電子情報提供システムにおいて、被保険者、受給者検索機能を強化等サービス向上のための開発をし年度末までに終了 ・農業者年金業務担当者会議等で電子情報提供システムの利用方法等の説明会の実施 ・電子情報提供システムの利用促進用パンフレット作成 ・平成21年度加入推進特別対策の実施 加入推進部長及び女性農業委員等を対象とした特別研修会を全国30会場で開催した。（運営評議会開催日9／15以降では、9／17の長野以降13回）
(2) 業務受託機関における事務処理についての考查指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、要件審査等の遂行状況、加入推進活動状況、実績報告書の作成状況等に重点を置き、各都道府県において2年に1回の割合で計画的に実施する。	(2) 業務受託機関の事務処理の適正化等 委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、業務受託機関における事務処理についての考查指導について ① 資格要件の確認・管理の執行状況、 ② 経営移譲年金及び特例付加年金の受給要件の確認・管理の執行状況、 ③ 加入推進活動状況、 ④ 実績報告書の作成状況 等を重点に、中期目標の期間中に全都道府県で2回以上実施することを基本に、毎年度22以上の都道府県において計画的に実施する。	(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、24都道府県の業務受託機関について考查指導を行います。 また、前年度の考查指導結果について、年度当初の担当者会議で説明します。	(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、24都道府県の業務受託機関を対象に考查指導を実施した。 また、平成21年度の考查指導結果は、平成22年4月に実施した担当者会議で所要の説明を行った。 ○ 考查指導実施市町村該当都道県 北海道、青森県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、和歌山县、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業
(1) 年金給付業務の適切な執行等 被保険者資格の適正な管理等を行うとともに、支給漏れ等がないよう適切な年金給付を行う。	(1) 被保険者資格の適正な管理 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させ、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかける。	(1) 被保険者資格の適正な管理 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るために両記録の突合を実施します。 また、5月と11月に業務受託機関に不整合記録の情報を提供し、被保険者等に対し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。	(1) 被保険者資格の適正な管理 農業者年金と国民年金との被保険者資格記録の整合性を図るため、平成21年5月及び同年11月に両記録の突合を実施した。その結果を踏まえて、被用者年金に加入する等不整合となった被保険者（以下「不整合者」という。）の記録確認リストを業務受託機関に送付し、当該不整合者に対して、必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう業務受託機関を通じ働きかけを行った。 また、当該不整合者に対しても、当基金より通知を発出するとともに、必要な申出書等の提出の働きかけを行った。 なお、不整合者の状況については、平成20年11月の不整合者2,750人が6ヶ月経過後△1,537人減の1,213人に、平成21年5月の不整合者2,342人が6ヶ月経過後、△1,305人減の1,037人となり、2回の突合による不整合者の減少率は55.8%となつた。

(単位：人、%)				
区分	20年11月	21年5月	21年11月	計
対象者数	84,437	84,811	84,645	-
不整合者数	2,750	2,342	(1,927)	5,092
うち 6ヶ月経過後				

の不整合者数	-	1,213	1,037	2,250
減少数	-	1,537	1,305	2,842
減少率	-	55.9	55.7	55.8

(注) 21年11月の不整合者1,927人の実合結果は22年5月となる。

#### (2) 年金裁定請求の勧奨

年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。

#### (2) 年金裁定請求の勧奨

農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないように、新制度に加入し、待期者となっている当該者が65歳の誕生日を迎える3ヶ月前に裁定請求の勧奨文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけます。

#### (2) 年金裁定請求の勧奨

農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないよう、新制度に加入し、待期者となっている当該者が65歳の誕生日を迎える3ヶ月前に裁定請求の勧奨文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。

また、11月に都道府県農業会議及び都道府県農協中央会に対し、65歳到達者で年金未請求者のリストを送付し、管下の農業委員会及び農協への指導を依頼した。

(勧奨状送付実績) (単位：人)

送付月	4	5	6	7	8	9	10	11	12
対象者	198	230	202	211	174	231	234	216	216

送付月	1	2	3	合計
対象者	146	118	108	2,284

※ 65歳以上の未裁定者には、年1回6月に働きかけを行っている。

働きかけから3ヶ月経過後に新制度の待期者で65歳の誕生日を迎え、裁定請求書を提出することとなった4~11月の送付者1,696人のうち、裁定した者は1,546人となり、働きかけの送付者に対する裁定割合は91.2%であった。

#### (2) 手続の迅速化等

農業者年金の被保険者の資格に関する決定、年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定、農業者年金被保険者証及び農業者年金証書の再交付等の業務を迅速に処理するため、各申出等ごとに定めている標準処理期間内に処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

#### (3) 申出書等の迅速な処理

提出された申出書等については、迅速に処理を行い、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度2回公表する。

(参考：標準処理期間)

・加入申出書	60日以内
・カラ期間該当申出書	60日以内
・被保険者証再交付申請書	60日以内
・保険料額変更申出書	60日以内
・年金・一時金裁定請求書	90日以内

#### (3) 申出書等の迅速な処理

① 標準処理期間を定めた申出書等の97%以上を期間内に処理するため、基金に届いた申出書等の電算処理の委託を迅速に行います。

また、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、返戻件数が減少するよう指導します。

#### (3) 申出書等の迅速な処理

① 提出のあった申出書等に係る標準処理期間内処理割合は、平成21年8月処理分が97.9%、平成22年2月処理分が99.6%で、調査2回の平均期間内処理割合は、98.8%であった。

審査の段階で申出書等の不備が判明した場合は、原則として審査した翌日に不備箇所の状況が解る書類を申出書等に添付して該当業務受託機間に返戻した。

また、返戻件数を減少させる方策として、都道府県段階における業務受託機関を対象とした会議において、各管下組織に対する指導の徹底を図るよう要請した。その結果、返戻件数の割合が前年度より4.1ポイント減少した。

(処理月別標準処理期間内処理割合) (単位：件、%)

処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a
21.8	2,237	2,189	97.9
22.2	2,571	2,560	99.6
計	4,808	4,749	98.8

(裁定請求書の返戻状況) (単位：件、%)

年度	受付件数	返戻件数	返戻率
20年度	5,957	661	11.1
21年度	6,072	424	7.0

② 申出書等の処理状況の調査を年2回(8月及び2月)行い、その結果を公表します。

また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を把握し、今後、期間内に処理できるように努めます。

② 処理された申出書等の処理状況の調査結果については、平成21年8月の結果を平成21年9月29日に、平成22年2月分の結果を平成22年4月2日にそれぞれホームページで公表した。

また、期間内に処理できなかったものについては、原因を整理し、その理由が業務受託機間に起因するものについて、業務受託機間に對し、申出書等を適正かつ早急に処理するよう指導した。

#### 2 年金資産の安全かつ効率的な運用

年金資産の運用については、受給開始までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ

#### 2 年金資産の安全かつ効率的な運用

(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的

#### 2 年金資産の安全かつ効率的な運用

(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、国内債券を中心とし、

(1) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用

年金給付等準備金運用の基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備

<p>効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。</p>	<p>に行う。</p>	<p>安全かつ効率的に行います。</p>	<p>金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用を行った。          ① 被保険者ポートフォリオ          基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。          ② 受給権者ポートフォリオ          基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。          ③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ          基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。          ④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ          基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。</p>
<p>(2) 資金運用委員会（役職員及び年金資金運用管理全般に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下同じ。）を毎年度四半期ごとに開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。</p>	<p>(2) 資金運用委員会を5月、7月、10月及び2月に開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。</p>	<p>(2) 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析 平成21年5月29日、7月16日、10月21日及び平成22年1月27日に開催した資金運用委員会において、それぞれ、平成20年度通期、平成21年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の自家運用及び外部委託に係る運用状況、運用結果に対する評価・分析を行った。 それに加え、「被保険者ポートフォリオにおける今後の資産運用のあり方」についての審議を5回行い、現在の方針を維持する整理を行った。また、「付利準備金の額の確保に関する検証実施規程（案）」について審議を行い、その規程に基づく検証結果についての審議を行った。</p>	<p>(2) 資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミックス）の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>
<p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(3) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公開するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p>	<p>(3) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月までにホームページにおいて情報を公開します。 また、加入者に対して、6月末日までに平成20年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p>	<p>(3) 運用成績等の情報提供 平成20年度、平成21年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績について、それぞれ平成21年6月26日（5月29日に速報版公開）、7月16日、10月21日及び平成22年1月27日にホームページで公開した。 また、加入者に対して、その者に係る平成20年度末現在の保険料納付額等及びその運用収入等の額を平成21年6月26日付で通知し、併せて、通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。</p>
<p>3 制度の普及推進及び情報提供の充実</p> <p>(1) 広く農業者の方々に政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質を周知する。</p> <p>(2) これまでの新規加入者の加入実績等を踏まえ、制度普及活動の経済性・有効性を高める観点から、具体的な戦略プランを作成するなどにより重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的</p>	<p>3 制度の普及推進及び情報提供の充実</p> <p>(1) 可能な限り多くの農業者の方々に、政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質について理解を得るために、農業関係の新聞等メディアの活用によるPRを通じて制度の周知を図る。</p> <p>(2) これまでの加入実績等を踏まえ、普及活動の経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針（戦略プラン）を示し、基金と受託機関が一体とな</p>	<p>3 制度の普及推進及び情報提供の充実</p> <p>(1) 制度の周知を図るため、農業関係新聞によるPRを2回実施した。          • Q&amp;A「よくわかる農業者年金」（平成21年11月、全5段広告、4回）          （全国農業新聞、日本農業新聞）          • 「一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう」（平成21年6月、全5段広告）          （全国農業新聞）           また、市町村段階の業務受託機関に対し、市町村の広報紙、JAだより等の広報媒体を活用した制度のPRを行うよう、都道府県の農業会議及び農業協同組合中央会を通じて市町村段階の全ての農業委員会及び農業協同組合に対し働きかけ、以下の業務受託機関で制度のPRが実施された。          （PR実施業務受託機関数）          • 農業委員会 443          • 農業協同組合 219</p>	<p>3 制度の普及推進及び情報提供の充実</p> <p>(1) 制度の周知を図るため、農業関係新聞によるPRを2回実施した。          • Q&amp;A「よくわかる農業者年金」（平成21年11月、全5段広告、4回）          （全国農業新聞、日本農業新聞）          • 「一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう」（平成21年6月、全5段広告）          （全国農業新聞）           また、市町村段階の業務受託機関に対し、市町村の広報紙、JAだより等の広報媒体を活用した制度のPRを行うよう、都道府県の農業会議及び農業協同組合中央会を通じて市町村段階の全ての農業委員会及び農業協同組合に対し働きかけ、以下の業務受託機関で制度のPRが実施された。          （PR実施業務受託機関数）          • 農業委員会 443          • 農業協同組合 219</p>

な普及活動を実施する。	方針（戦略プラン）を策定するなどにより重点化し、メリハリの効いた効率的効果的な普及推進活動を実施する。	り効率的・効果的な加入推進に取り組みます。															
また、中期計画の定めるところにより、新規加入者の増加に向けた加入推進活動に取り組む。	(3) 平成21年度までの各年度については、既に定めている加入目標の達成に取り組む。 また、平成22年度以降については、それまでの加入実績等を踏まえ新たに計画を策定し、引き続き、加入推進に取り組む。	(3) 平成21年度の加入目標（5,790人）を達成するため「平成21年度加入推進特別対策」を実施します。	(3) 平成21年度の加入目標を達成するため、「平成21年度加入推進特別対策」を実施し、加入推進部長、女性農業委員等を対象とする全国30会場での特別研修会の開催（参加人数2,400人）、業務受託機関の巡回指導等に取り組んだ。 この結果、平成21年度の新規加入者数は、前年度を上回る3,908人となったが達成率は67.5%であった。														
			(新規加入者数) (単位：人、%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度目標数</th> <th>21年度実績</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>5,790</td> <td>3,908</td> <td>67.5</td> </tr> </tbody> </table> (新規加入者1人当たりの業務委託費) (単位：千円、人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>新規加入者割手数料a</th> <th>支払対象加入者数b</th> <th>a/b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>302,044</td> <td>3,707</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table>		21年度目標数	21年度実績	達成率	新規加入者数	5,790	3,908	67.5	新規加入者割手数料a	支払対象加入者数b	a/b	302,044	3,707	81
	21年度目標数	21年度実績	達成率														
新規加入者数	5,790	3,908	67.5														
新規加入者割手数料a	支払対象加入者数b	a/b															
302,044	3,707	81															
			【その他特記事項】 平成22年度以降の各年度の加入目標について、前加入目標期間の平成19年度から平成21年度までの各年度における新規加入数の平均値の概ね5割増（年間6,000人）とする新たな計画を策定した。 新たな計画においては、前加入目標期間における各都道府県間の進捗率に大きな格差が残ったという問題点を踏まえ、前加入目標期間における進捗率が66%以下の都府県を重点都府県として指定し、当該都府県の重点市町村において、①加入推進強化月間を最低年2回設定し、②農業委員に働きかけ対象者リスト（1人当たり10人以上）の提出を求め、③地区別加入推進班による当該リストに基づく戸別訪問を行う等の特別活動を実施する。														
	(4) 現場のニーズを踏まえた利用者の立場に立った資料を作成し、ホームページ等を通じ随時公表する。	(4) 業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資材を作成し提供するとともにホームページで公表します。	(4) 業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資材を作成・提供するとともにホームページで公表した。														
(3) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的に迅速に提供する。	(5) 情報の発信源としてのホームページについて、多様な利用者により分かりやすく、かつ使いやすい内容とするため、コンテンツの見直しを行なう。 また、利用者に対し「ホームページの内容に関するアンケート」を実施し、必要に応じ、そのニーズを取り入れ、リニューアルを実施する。	(5) 情報の発信源としてのホームページの内容について、より分かりやすくするためにコンテンツ内の改良等を行ないます。	(5) ホームページの情報を毎月更新し、業務受託機関及び加入者に対し、加入状況、保険料の運用に関する情報等を公開した。また、より分かりやすく、使い易いホームページとするため、次のようなコンテンツ改良を行なった。 ① コンテンツタグ（利用者属性毎に区分整理した見出し）に新たなタグを追加設置し、併せて視野性を向上した。 ② 「よくある質問」をトップページの見やすい位置に設置 ・ 更新項目数：188回 ・ アクセス件数：208,397件（前年度183,575件） ・ コンテンツ改良：平成22年3月26日														
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項														
旧制度に基づく融資事業又は農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資する。	旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等	融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、分類見直しを行い、これに基づく適切な債権の管理・回収を	1 債権の分類見直し及び適切な債権の管理・回収 すべての貸付金債権について、平成20年度末現在の状況に対応して、分類見直しを行い、これに基づき、業務受託機関との連携のもと延滞者の実態把握、														

	<p>により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。</p>	<p>行います。 また、担保物件の確認調査等を踏まえ農地等担保物件の評価の見直しを行います。</p>	<p>督促、面談及び抵当権の実行等により適切な管理・回収を行った。</p> <p><b>2 担保物件の確認、評価見直し</b> 融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金の担保物件については、登記事項証明書を取得するなどして確認し、すべて評価の見直しを行った。</p>																																						
第5 その他業務運営に関する重要事項																																									
1 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。			<p>法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th><th>借入の相手方</th><th>借入金額</th><th>借入利率</th><th>償還期限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22.2.5</td><td>山梨中央銀行 ほか157行庫</td><td>83,100</td><td>0.715%</td><td>H27.2.3</td></tr> <tr> <td colspan="5">・借入時点の長期プライムレート H22年2月 1.65%</td></tr> </tbody> </table>	借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限	H22.2.5	山梨中央銀行 ほか157行庫	83,100	0.715%	H27.2.3	・借入時点の長期プライムレート H22年2月 1.65%																											
借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限																																					
H22.2.5	山梨中央銀行 ほか157行庫	83,100	0.715%	H27.2.3																																					
・借入時点の長期プライムレート H22年2月 1.65%																																									
2 千葉県柏市に所有する職員宿舎等については、利用率が低調であることを踏まえ、平成20年度乃至平成21年度に売却する。																																									
	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>(略)</p>	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>(略)</p>	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>O 業務運営の効率化による経費の抑制等（再掲）</p> <p>(1) 一般管理費及び事業費の抑制</p> <p>一般管理費（人件費を除く。）については、業務の効率化を進め、前年度比3.2%削減する計画に対し、実績で23.0%の削減を達成した。なお、一般管理費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、システムの改修内容の規模及び帳票印刷の数量が予定を下回ったこと等による。</p> <p>また、事業費については、委託業務の効率化を進め、前年度比1.3%以上削減する計画に対し、実績で10.4%の削減を達成した。なお、事業費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、新規加入の実績が目標値を下回り（20年度達成率64.8%）、新規加入者数割手数料が予定を下回ったこと等による。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>20年度予算</th><th>21年度予算</th><th>削減率</th><th>21年度実績</th><th>削減率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費 (人件費を除く)</td><td>802,353</td><td>776,277</td><td>△3.2%</td><td>618,189</td><td>△23.0%</td></tr> <tr> <td>事業費</td><td>2,192,097</td><td>2,162,284</td><td>△1.4%</td><td>1,964,454</td><td>△10.4%</td></tr> </tbody> </table> <p>(参考) (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>20年度実績</th><th>21年度実績</th><th>削減率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費 (人件費を除く)</td><td>691,678</td><td>618,189</td><td>△10.6%</td></tr> <tr> <td>事業費</td><td>2,170,421</td><td>1,964,454</td><td>△9.5%</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 人件費の計画的削減</p> <p>人件費については17年度比4%以上削減する計画に対し、実績で14.5%の削減（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を行った。なお、人件費の削減率の実績が計画を大きく上回ったのは、これまで、国家公務員を上回る職員の俸給引下げを行ってきたこと等による。</p> <p>(参考) (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>17年度実績</th><th>21年度実績</th><th>削減率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td><td>754,840</td><td>645,089</td><td>△14.5%</td></tr> </tbody> </table>		20年度予算	21年度予算	削減率	21年度実績	削減率	一般管理費 (人件費を除く)	802,353	776,277	△3.2%	618,189	△23.0%	事業費	2,192,097	2,162,284	△1.4%	1,964,454	△10.4%		20年度実績	21年度実績	削減率	一般管理費 (人件費を除く)	691,678	618,189	△10.6%	事業費	2,170,421	1,964,454	△9.5%		17年度実績	21年度実績	削減率	人件費	754,840	645,089	△14.5%
	20年度予算	21年度予算	削減率	21年度実績	削減率																																				
一般管理費 (人件費を除く)	802,353	776,277	△3.2%	618,189	△23.0%																																				
事業費	2,192,097	2,162,284	△1.4%	1,964,454	△10.4%																																				
	20年度実績	21年度実績	削減率																																						
一般管理費 (人件費を除く)	691,678	618,189	△10.6%																																						
事業費	2,170,421	1,964,454	△9.5%																																						
	17年度実績	21年度実績	削減率																																						
人件費	754,840	645,089	△14.5%																																						

第5 短期借入金の限度額	第5 短期借入金の限度額	第5 短期借入金の限度額
<p>1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延。</p> <p>2 2,704億円（平成20年度） 875億円／年（平成21年度から平成24年度まで） (想定される理由) 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。</p>	<p>1 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、2億円とします。</p> <p>2 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金に関して、一時的に調達が困難になった場合等の短期借入金の限度額は、875億円とします。</p>	実績なし
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
<p>千葉県柏市に所有する職員宿舎等について平成21年度末までに売却する。</p> <p>土地：千葉県柏市根戸字高野台471番69（面積：667.64m<sup>2</sup>）</p> <p>建物：宿舎（物置を含む。） 昭和50年築 鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建 延べ床面積688.8m<sup>2</sup></p>	<p>職員宿舎等とその土地について、年度末までに売却します。</p>	<p>職員宿舎等とその土地について、平成22年3月に一般競争入札により、落札者を決定し、売却した。（簿価42,649千円、売却価格68,100千円） なお、平成22年4月に売却代金を受領し、所有権移転は完了している。</p>
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
<p>1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 方針 農業者年金事業や資金運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、適正な人員配置を行う。 また、中期目標の期間の終了時までの人員費の削減計画を達成するため、継続雇用制度の活用等による業務の執行方法の見直し等に取り組む。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の91.5%とする。さらに、見直しに取り組み、極力縮減するよう努める。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 82人 期末の常勤職員数の見込み 75人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,603百万円</p>	<p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 農業者年金事業や資金運用に関する専門的研修により人材の育成を図るとともに、人件費を抑制しつつ効率的に業務を実施するため高齢者継続雇用制度を活用します。</p> <p>(2) 人員に係る指標 年度末の常勤職員数を79人とします。 (参考) 人件費総額見込み 727百万円</p>	<p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るために研修を実施するとともに、年金資産の運用等専分野に特化した専門研修を実施する等、人材の育成を図るとともに、基金で培った知識・経験を業務運営に活かすため、定年退職者を非常勤職員として継続雇用とした。</p> <p>(2) 人員に関する指標 計画どおり年度末の常勤職員数を79人とした。</p>

2 積立金の処分に関する事項	2 積立金の処分に関する事項	2 積立金の処分に関する事項
<p>前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貯付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当する。</p> <p>(1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）</p>	<p>前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当年度に償還されたことによる現預金を次の経費に充当します。</p> <p>(1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）</p>	<p>前期中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金（670百万円）については、平成21年度における旧年金給付費（140,228百万円）及び旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。（67,004百万円））の一部に充当し旧年金給付に寄与している。</p>